道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	同号イの書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	同号ホの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニ	同号ニの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	同号ロの書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ	同号ニの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	同号の普通自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第五号	同号の成績を得た者
道路交通法施行令第三十七条の六第一号	同号の講習を受けた者
道路交通法施行令第三十七条の六第二号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六第三号	同号の運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号	同号の運転免許取得者教育の課程を終了した者
警備業法第五条第四項	効同同条第二項の認定証の交付を受けた者及び有期法第の七更条第一項の新第二項の規定による認定証の有
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第二項	同条第一項の犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	をすやむを得ない理由により同条第二項の申請をすることができる期間を経過することが前つに同条第二項の申請定した者
第金オウム真理教犯罪被害者等を救済するための八の給付条第二項関する法律（平成十年法律第八十号）	をすやむを得ない理由により同条第二項の申請をすることができる期間を経過することが前つに同条第二項の申請定した者

（延長後の満了日）

第三条　満了日延長指置による延長後の満了日は、平成二十三年八月二十一日とする。

○厚生労働省告示第百四十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五条第一項の規定に基づき、職業能力開発基本計画を次のように定めたので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十三年四月十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

職業能力開発基本計画

成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットの強化

目　次

第１部　総説
　１　計画のねらい
　２　計画の期間
第２部　職業能力開発をめぐる経済社会の現状
　１　労働市場の現状と変化
　２　労働力の供給面の変化
　３　労働力の需要面の変化
第３部　職業能力開発の実施目標
　１　成長が見込まれる分野・ものづくり分野における人材育成の推進
　２　非正規労働者等に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化
　３　教育訓練と連携した職業能力の評価システムの整備
　４　我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能（総合調整機能）の強化
第４部　職業能力開発の基本的施策
　１　成長が見込まれる分野・ものづくり分野における人材育成の推進
　　⑴　成長が見込まれる分野における人材育成の推進
　　⑵　ものづくり分野における職業訓練の推進
　２　非正規労働者等に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化
　　⑴　雇用のセーフティネットとしての職業訓練の役割と機能強化
　　⑵　第２のセーフティネットの創設
　　⑶　ジョブ・カード制度の普及促進
　３　教育訓練と連携した職業能力の評価システムの整備
　４　職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進
　　⑴　個人の主体的な能力開発の支援
　　⑵　企業による労働者の能力開発の支援
　　⑶　キャリア教育の推進
　５　技能の振興
　６　特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進
　　⑴　長期失業者に対する能力開発
　　⑵　学卒未就職者に対する能力開発
　　⑶　ニート等の若年者に対する能力開発
　　⑷　母子家庭の母等に対する能力開発
　　⑸　障害者に対する能力開発
　７　職業能力開発分野の国際連携・協力の推進
　８　我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能（総合調整機能）の強化
　　⑴　国のプロデュース機能（総合調整機能）の強化の必要性
　　⑵　職業能力開発のビジョン・訓練計画の策定
　　⑶　職業訓練のインフラの構築
　　イ　訓練カリキュラム・指導技法等の開発
　　ロ　職業訓練に係る情報の提供・品質の確保
　　ハ　訓練指導員等の育成・質の確保
　　ニ　職業能力の評価システムの整備
　　ホ　職業訓練の実施体制の整備

第１部　総説

１　計画のねらい

⑴　日本の経済社会は、高度成長期から現在に至るまで、それぞれの時代において、世界に伍する技術力と、その技術力を支える人材によって発展を遂げてきた。資源に乏しい日本では、質の高い労働力こそが、国力の源泉、経済社会の発展の基盤である。

グローバル化が進展する中、これまで蓄積してきた技術や人材を活かしつつ、さらなる経済成長を遂げるためには、今後５年程度の間に、成長が見込まれる分野の人材育成と、日本が強みを有するものづくり分野の人材育成に集中的かつ強力に取り組み、これらの分野の成長を経済全体の成長に結びつけていく必要がある。

同時に、人材育成を進めるに当たっては、誰もが意欲と能力に応じて働くことのできる「全員参加型社会」を実現することができるよう、国民一人一人の能力を高めていく視点が重要である。